



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成15年10月10日

行政書士制度強調月間スタート

行政書士制度強調月間の実施に向けて、県総務部長から県関係機関の長並びに各市町村長に対し、次のような文書で依頼が出されました。

滋総第625号
 平成15年(2003年)8月18日

本 庁 各 課 長
 各 地 域 振 興 局 長
 関 係 行 政 委 員 会 事 務 局 長
 警 察 本 部 長
 各 警 察 署 長

様 写

総 務 部 長

「行政書士制度強調月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1箇月間、「行政書士制度強調月間」を実施されることになり、この期間中は、別表のとおり許認可手続無料相談、行政書士110番をはじめとする各種の活動を展開されます。

御承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないこととされています。

貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う諸種の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう御指導いただきますようお願いいたします。

また、行政書士が作成した書類には、作成年月日を付記し、記名して職印を押印することが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す場所等については次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう御留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置について御協力いただきますようお願いいたします。

ゴム印様式

年 月 日	
行政書士	
滋賀県行政書士会会員	

行政書士法施行規則第9条第4項
 行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を付記し、記名して職印を押さなければならない。

行政書士110番の開設

月 日	10月1日(水)~10月3日(金)
時 間	10:00~16:00
相談電話番号	077-525-0360
開設場所	滋賀県行政書士会事務局

今年も、恒例の行政書士110番が事務局において開設されました。

毎年、市民の皆様から多くの反響をいただき、我々行政書士もより一層、社会のニーズに応じてゆく必要性が

感じられます。今世紀に入り、ますます社会も複雑化してゆき、依頼内容も少しずつ変化が見られるようになっていきます。

今回の110番だけにとどまらず、それぞれ個人の事務所においても、同じようなレベルで対応できるようになっていくよう会員一人一人の努力が望まれます。

(文責 山田文彦)

